

～こんなお話に心あたりはありませんか？～ 取引で発生しやすい落とし穴チェックポイント

= 知的財産には特許等だけではなく、ノウハウ等も含まれます =



見積書の詳細な内訳（製造原価、外注費等）の提出を求められた



相見積もりの際、ライバル会社に示された仕様書に自社が作成した設計図面が使用されていた



金型の納品に併せて設計図面も求められた。その後、その設計図面が海外の会社に渡されていたことが分かった



正式発注前にサンプルの製造を要請され納品したが、発注されることはなく、サンプルの返却もされない



退職した従業員が同業他社に再就職し、顧客が奪われた



工場見学の際に、自社の製造工程で門外不出にしている情報を提供しないと発注できないと言われた



親事業者から工程管理のためビデオ撮影を求められた



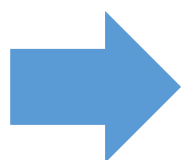
QC工程表に自社の技術情報を記載するように求められた



秘密保持契約書を提出させられたが、自社の側だけが義務のかかる内容だった



共同で開発した技術なのに、特許出願人に加えてもらなかった



このようなケースが1つでも生じている場合
「下請かけこみ寺」で相談可能です！

詳細は[中小企業庁HP](#)からご確認ください。